

帰還困難区域の土地に建物を建築中（平成23年5月に完成予定）であった申立人について、建物の建築に必要な材木のほとんどを申立人が自ら調達し、それらが原発事故により使用不能となったことなどを考慮し、建物の請負工事代金（東京電力の直接請求手続で支払済み。）とは別に、材木の調達費用（東京電力の直接請求手続で支払済みのものを除く。）等が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

損害項目

ア 福島県双葉郡〇〇及び同〇〇に建築予定であった申立人の住宅及び倉庫の建築工事、土地造成工事及び石積工事（以下「本件工事」という。）における建物の材料代

	23, 256, 841円
イ 本件工事における盛土工事費用	192, 150円
ウ 本件工事における石積工事費用	1, 818, 435円
エ 本件工事における庭石代	1, 506, 000円
オ 本件工事における電気利用申請費用	30, 000円
カ 本件和解仲介に関する弁護士費用	804, 103円

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目に対する和解金として、申立人に対し、金27, 607, 529円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

5 確認条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目の財物について、本和解による賠償がその価額の全部の賠償となる場合であっても、賠償の支払いにかかわらず、財物の所有権は被申立人に移転しないことを相互に確認する。

6 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については本和解に定めるものの外、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有する。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年2月18日

（仲介委員 松田研一）